

U18 審判員の大会・研修会講習会参加手続きおよび謝金等についての確認事項

JBA 審判担当

1. 目的 2018 年度に導入した U18 制度により、U18 審判員は 2 年間で約 200% 増となった。今後、U18 リーグ戦実施等もあり、さらに U18 審判員が増えていくと思われる。そこで U18 審判員が大会・研修会講習会に参加する際の手続き等について全国で統一することを目的とする。また、本手続きにより U18 審判員が全国大会等への参加についても可能となる。
 2. 手続き U18 審判員が大会および研修会講習会に参加する場合、以下のとおりとする。
 - ①中体連および高体連主催大会においては、所属学校および保護者の承諾を必要とする。
 - ※当該審判へ「承諾書兼依頼書①(保護者用)」を 2 部、「承諾書②(学校用)」を 1 部配布
 - 【家庭内手続き】 (1)保護者の承諾および学校への依頼(承諾書兼依頼書①)
当該審判は、「学校宛の承諾書兼依頼書①(保護者用)」および「承諾書②(学校用)」を顧問または担任に提出
 - 【学校内手続き】 (2)顧問および担任が学校側窓口として対応
当該審判は、「審判委員会宛承諾書兼依頼書①(保護者用)」および「承諾書②(学校用)」を大会審判組織に提出
(3)大会委嘱状を当該校へ送付
 - ※U18 審判員の大会参加についての責任は原則保護者が負うこととし、上記(1)～(3)の手続きにより大会参加を認める。
 - ※上記手続きは当該審判が行うが、大会審判組織は本人の強い参加希望があっても保護者および学校から承諾を得ることができない場合もある。そのため事前確認を密に行いトラブル防止に努める必要がある。
 - ※大会審判組織が必要な事前確認とは、当該審判員がバスケット部に加入している場合は顧問に対して、加入していない場合は当該校の顧問をとおして担任に対して、保護者および学校の承諾可否についての確認である。本人の意思とともに保護者および学校の意向は最大限尊重したうえで承諾書依頼について判断する必要がある。
 - ※大会審判組織は当該審判と事前確認内容についてのコミュニケーションを密に取る必要がある。
 - ②JBA および PBA 等協会主催大会・研修会講習会においては、保護者の承諾を必要とする。
 - ※当該審判へ「承諾書兼依頼書①(保護者用)」を 1 部配布
 - 【家庭内手続き】 (1)保護者の承諾および大会審判組織への依頼(承諾書兼依頼書①)
当該審判は、「審判委員会宛承諾書兼依頼書①(保護者用)」を提出
(2)大会委嘱状を保護者へ送付
 - ※部活動に加入している U18 審判員が、所属連盟外の大会に審判として参加する場合、必ず顧問の承諾を得ることとする。
 3. 謝金等 U18 審判員の謝金および交通費等の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ①中体連および高体連主催大会においては謝金支給なしとする。ただし、JBA および PBA 等協会主催大会においては一般の審判員と同様に支給する。
 - ②交通費および弁当の支給については U18 審判員の大会参加状況を確認し支給可とする。
 - ※大会参加状況とは、部活動に加入しプレーヤーとともに学校単位で参加し移動している場合等は交通費および弁当の支給は不要とする。
 4. その他
 - ①U18 審判員については勝敗等に関する責任問題もあるため、当分の間、副審としてのみ割当をおこなう。
 - ②U18 審判員の A 級 S 級への昇格についても今後検討予定。
- 本確認事項は、2020 年 4 月から実施することとする。(2020 年 2 月 10 日 JBA 理事会承認)